九州大学学則 (抜粋)

第2章 組織等

(事務組織)

- 第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を行うため事務局を置く。
- 2 本学の学部、学府等に、その事務を行うため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて行う事務部を置く。
- 3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査・コンプライアンス室を置く。
- 4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長(「総長」と称する。)、理事10人以内(1人以上の非常勤の理事(その任命の際現に本学の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。)に限る。)を置く場合にあっては、11人以内)及び監事2人を置く。

- 第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)、運営方針委員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。